

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 32 | 大阪市 予防接種事務 全項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、予防接種事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

予防接種事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成30年11月13日

項目一覧

| |
|---------------------------------|
| I 基本情報 |
| (別添1) 事務の内容 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策 |
| V 開示請求、問合せ |
| VI 評価実施手続 |
| (別添3) 変更箇所 |

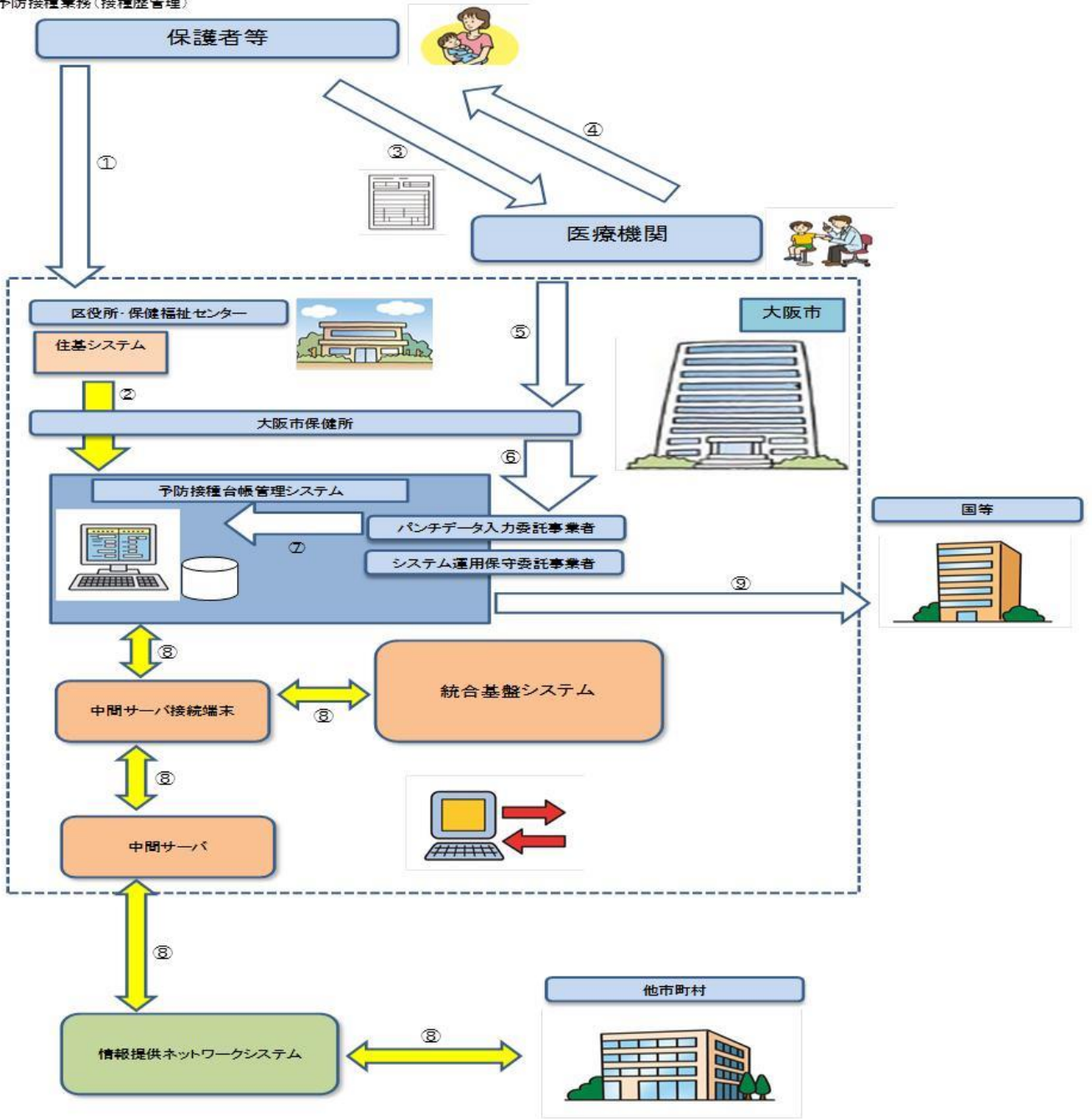
I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------|--------------|----------------------|--|---|-----------------|-----------|---|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 | | | | | | | | |
| ②事務の内容 ※ | <p><予防接種台帳管理システム> 予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p><中間サーバ> 予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p> | | | | | | | | |
| ③対象人数 | [30万人以上] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 1,000人未満 | 2) 1,000人以上1万人未満 | 3) 1万人以上10万人未満 | 4) 10万人以上30万人未満 | 5) 30万人以上 | |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 1,000人未満 | 2) 1,000人以上1万人未満 | | | | | | | | |
| 3) 1万人以上10万人未満 | 4) 10万人以上30万人未満 | | | | | | | | |
| 5) 30万人以上 | | | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | | | | | | | | | |
| システム1 | | | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 予防接種台帳管理システム | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>①台帳管理業務 ア 対象者管理 ・住基等システム情報をもとに、予防接種毎の対象者を特定する。 ・宛名シール等の印刷を行う。</p> <p>イ 予防接種管理 ・予防接種の種類、接種対象の変更を行う。 ・予防接種委託料の単価変更を行う。</p> <p>ウ 接種情報等管理 ・医療機関から提出された予防接種実施報告書をパンチ委託することにより、接種実績データの一括取込を行う。 ・個人の予防接種台帳を表示する。 ・転入者等の予防接種情報を入力する。 ・個々人の予防接種の接種状況を把握し、必要に応じて、接種勧奨を行う。</p> <p>エ 集計・統計 ・予防接種データを基に各種統計表・グラフの作成を行う。</p> <p>②委託料支払関連業務 ア 委託料支払 ・医療機関毎に予防接種の委託料の集計を行う。 ・医療機関宛の支払通知書の作成を行う。</p> <p>イ 医療機関マスタ ・医療機関情報入力(名称・住所・振込口座等)</p> <p>ウ 金融機関マスタ ・金融機関情報入力(名称・コード等)</p> <p>エ 集計・統計 ・支払実績の集計</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table> | [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム | [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 | [] 税務システム | [] その他 (|) |
| [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | | | | | | | | |
| [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 | [] 税務システム | | | | | | | | |
| [] その他 (|) | | | | | | | | |
| システム2～5 | | | | | | | | | |
| システム2 | | | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 統合基盤システム | | | | | | | | |
| | 1 統合宛名番付番機能 | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種関連情報ファイル | |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
| ①事務実施上の必要性 | 感染症のまん延防止のために、予防接種の高い接種率が必要であり、より確実な接種履歴の把握が必要である。また、健康被害救済の給付手続きにおいて、他の法令による医療の給付に関する支給状況等を把握する必要がある。 |
| ②実現が期待されるメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・より適切な接種勧奨につながる。 ・市民による接種歴の確認が容易となる。 ・各種証明書等の提出が不要になるなど市民負担の軽減につながる。 |
| 5. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第一第10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 |
| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div> |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第16の2の項 |
| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康局大阪市保健所感染症対策課 |
| ②所属長の役職名 | 健康局長 |
| 8. 他の評価実施機関 | |
| なし | |

(別添1) 事務の内容

予防接種業務(接種履歴管理)



(備考)

<住基情報の連携>

- ①・・・出生届、住民票等の各種届出(他業務)。
- ②・・・予防接種台帳作成のための住基情報の連携。

<予防接種の実施・報告>

③・・・接種にあたって、医療機関に予約を行い、接種当日には母子手帳、予防接種手帳等を持参し、予防接種実施申込書等に必要事項を記載して接種。

④・・・医療機関で接種。

⑤・・・医療機関にて実施した予防接種の内容を取りまとめ、保健所へ請求とともに報告。

<接種情報の予防接種台帳管理システムへの取込>

⑥・・・医療機関から提出された報告書類の内容に基づき、パンチデータ入力委託事業者にてパンチデータを作成する。

⑦・・・パンチデータをシステムに取り込み、接種歴を管理。

<個人番号での連携>

⑧・・・予防接種履歴の情報を中間サーバへあげ、他市町村からの転入者、他市町村への転出者に係る予防接種歴の情報は情報提供ネットワークシステムを介して、取得及び提供する。

<統計報告>

⑨・・・予防接種に関する統計情報を国等に報告。

※中間サーバ接続端末・・・総務省が開発する中間サーバ・ソフトウェアの機能で、中間サーバの副本の登録・更新や、中間サーバに対する情報提供の求めを端末から直接行えるもの。

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 予防接種関連情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 定期予防接種の被接種者 |
| その必要性 | 感染症のまん延防止には、予防接種の高い接種率が必要であり、適切な接種勧奨を行う必要がある。個人の接種歴の適正管理、未接種者に対するきめ細かな接種勧奨の実施等のために保有している。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号): 予防接種を受けた対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報: 未接種者への接種勧奨等のために保有 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月4日 |
| ⑥事務担当部署 | 健康局大阪市保健所感染症対策課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | |
|-----------------|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (市町村) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () |
| ②入手方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () |
| ③入手の時期・頻度 | <予防接種台帳管理システムに関するもの> ・住民基本台帳情報について、日次で差分データを取込 ・転入者の届出のあった接種歴情報を随時入力 |
| ④入手に係る妥当性 | ・感染症のまん延防止のため、適切な接種勧奨を行い、高い接種率が必要であり、接種歴の適正な管理、未接種者への接種勧奨を行うため各種情報を入手している。 |
| ⑤本人への明示 | 本人から入手する情報については、予防接種を受ける際に、所定様式にて利用目的を本人に明示している。 |
| ⑥使用目的 ※ | 予防接種の実施にあたり、本人の資格確認(住所、年齢等)を行う外、接種記録の保管・管理を行い、未接種者に対する接種勧奨を実施する。 |
| | 変更の妥当性 |
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ 健康局大阪市保健所感染症対策課 |
| | 使用者数 [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ※ | ①台帳管理業務 ・住基等システム情報をもとに、予防接種毎の対象者を特定する。 ・個々人の予防接種の接種状況を把握し、必要に応じて、接種勧奨を行う。 ・予防接種データを基に各種統計表・グラフの作成を行う。 ②委託料支払関連業務 ・医療機関毎に予防接種の委託料の集計を行う。 |
| | 情報の突合 ※ 住民基本台帳情報と接種データを突合させて、接種を受けた者を特定する。 |
| | 情報の統計分析 ※ 区別接種件数、種類ごとの接種件数、地域保健事業報告資料等の統計を実施。 |
| | 権利利益に影響を与え得る決定 ※ |
| ⑨使用開始日 | 平成28年1月4日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | |
|------------------------|---|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 |
| 委託事項1 | システム保守・運用業務 |
| ①委託内容 | 予防接種台帳管理システムの定常的な運用及びメンテナンス等の保守業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| その妥当性 | 予防接種業務の正確かつ適正な業務の実施及び予防接種台帳管理システムの安定した稼働を図るため、専門的な知識を有する民間業者に委託する必要がある。 |
| ③委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作) |
| ⑤委託先名の確認方法 | 委託先が決定した際には、本市ホームページにて公表している。 |
| ⑥委託先名 | 日本コンピューター株式会社 |
| 再委託 | |
| ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| ⑧再委託の許諾方法 | |
| ⑨再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | |
| 委託事項2 | 業務系システム統合基盤運用保守 |
| ①委託内容 | 業務系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| その妥当性 | 安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。 |
| ③委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報 | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 |

| | | |
|------------|---|--|
| ファイルの提供方法 | <input type="radio"/> リ <input checked="" type="radio"/> その他 （サーバー設置場所における運用保守のみのため提供しない。） | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。 | |
| ⑥委託先名 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ関西 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> 再委託する | <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。 |
| | ⑨再委託事項 | 統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務 |

| | | |
|------------------------|---|---|
| 移転先1 | | |
| ①法令上の根拠 | | |
| ②移転先における用途 | | |
| ③移転する情報 | | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | | |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () | [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙 |
| ⑦時期・頻度 | | |
| 移転先2～5 | | |
| 移転先6～10 | | |
| 移転先11～15 | | |
| 移転先16～20 | | |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| ①保管場所 ※ | 【特定個人情報の保管場所】 ・特定個人情報はシステム用ファイルとして予防接種台帳管理システムのサーバ内に格納している。 (また、特定個人情報のうち4情報については、統合基盤システムのサーバにも格納される。) 【保管場所の状況】 ①サーバ ・予防接種台帳管理システムのサーバは、保健医療対策課事務スペース内の、施錠可能なドアのある一室に設置。 ・記録簿を設け、日々の施錠を確認。 ②中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 | |
| ②保管期間 | 期間 | [5年] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない |
| | その妥当性 | 予防接種法における定期接種実施要領等の規定に基づき保存期間を定めている。 |
| | | |

③消去方法

<予防接種事務における措置>

・データについては、保管期間満了後、システムにてデータベースより削除する。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

次のとおり

| | | | |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 住民基本台帳 | 市区町村番号 | 行政区番号 | 外国人フラグ |
| | 整理番号 | 番地 | 外国人国籍 |
| | 履歴番号 | 枝番 | 住民となった日 |
| | カナ氏名 | 小枝 | 住民でなくなった日 |
| | 漢字氏名 | 郵便番号 | 最新異動区分 |
| | 本名カナ氏名 | 集配局 | 最新異動日 |
| | 本名漢字氏名 | 住所 | 最新異動届出日 |
| | 通称カナ氏名 | 方書 | 住民異動区分 |
| | 通称漢字氏名 | 続柄1 | 住民異動日 |
| | アルファベット氏名 | 続柄2 | 取消区分 |
| | 漢字併記カナ氏名 | 続柄3 | 転入前住所 |
| | 漢字併記氏名 | 続柄4 | 転入前方書 |
| | 氏名利用区分 | 世帯番号 | 転出後住所 |
| | 生年月日 | 世帯主カナ氏名 | 転出後方書 |
| | 性別 | 世帯主漢字氏名 | 補記論理和 |
| | 町番号 | 住登外区分 | 連携処理日 |

| | | | |
|------------|--------|--------|---------|
| 住民基本台帳付帯情報 | 電話番号 | 世帯課税区分 | 障害手帳区分 |
| | 個人課税区分 | 被災者区分 | 送付除外論理和 |

| | | | |
|----------------|-------------|------------|----------|
| 予防接種結果 (小児) | 整理番号 | 接種量 | 抽出時方書 |
| | 接種名称区分 | 印刷区分 | 抽出時行政区番号 |
| | 期回数区分 | 印刷日 | 抽出時漢字氏名 |
| | 履歴番号 | 発送日 | 抽出時カナ氏名 |
| | 年度 | 予診理由区分 | 抽出時補記論理和 |
| | 事業予定連番 | 接種補足区分 | 抽出時生保区分 |
| | 接種日 | ワクチンメーカー区分 | 抽出キ一 |
| | 接種種別区分 | 支払対象外フラグ | 抽出フラグ |
| | 登録日 | 警告内容 | 印刷連番 |
| | 接種医療機関番号 | 登録支所区分 | 請求年月 |
| | 接種医療機関番号その他 | 抽出日 | 経過措置 |
| | 接種区分 | 抽出時郵便番号 | 調整理由 |
| | Lot番号 | 抽出時住所 | |

| | | | |
|---------------------|--------|-------|----------|
| 予防接種結果 (インフルエンザ) | 履歴番号 | 接種区分 | 自己負担免除理由 |
| | カナ氏名 | 年度 | 医療機関施設区分 |
| | 性別 | 接種日 | 支払対象外フラグ |
| | 生年月日 | 登録日 | 請求年月 |
| | 接種名称区分 | 区分 | 調整理由 |
| | 期回数区分 | Lot番号 | |

| | | | |
|---------------------|-------------|------------|----------|
| 予防接種結果 (高齢者肺炎球菌) | 整理番号 | 印刷区分 | 抽出時郵便番号 |
| | 履歴番号 | 印刷日 | 抽出時住所 |
| | 接種名称区分 | 発送日 | 抽出時方書 |
| | 期回数区分 | 予診理由区分 | 抽出時行政区番号 |
| | 年度 | ワクチンメーカー区分 | 抽出時漢字氏名 |
| | 接種日 | 支払対象外フラグ | 抽出時カナ氏名 |
| | 登録日 | 請求年月 | 抽出時補記論理和 |
| | 負担金区分 | 登録支所区分 | 抽出時生保区分 |
| | 接種医療機関番号 | 抽出キ一 | 抽出フラグ |
| | 接種医療機関番号その他 | 印刷連番 | 自己負担免除理由 |
| | 接種区分 | 警告内容 | 調整理由 |
| | Lot番号 | 免除区分 | |
| | 接種量 | 抽出日 | |

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|--|---|
| 予防接種関連情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <p>【申請者からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が書面を提出する際に、本人が本人（世帯員含む。以降、同様の定義とする）以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・予防接種に関する事務に係る各種申請に関し保険証、母子手帳、運転免許証、個人番号カード等で申請者の本人確認も行う。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4情報及びその他住民票関係情報（以下、住民情報）を連携しており、対象者を特定するための項目は最新の状態が維持され、対象外の情報を入手するリスクを低減する。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <p>【申請者からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から書面提出を求める場合、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報入手の際、業務要件上、不要な項目は取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【申請者からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の収集に当たっては、本人から収集することを原則としている。 ・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務を行う上で従事者からの予防接種台帳管理システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを手入できるようにする。 ・システムを利用する必要がある場合は、ユーザID及びパスワードによる認証、生体情報（指静脈）による認証を行い、操作者が利用可能な権限を限定している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク | |
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | 本人確認を保険証、母子手帳、運転免許証、個人番号カード等で行う。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 個人番号カード等の提示を受け、予防接種台帳管理システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | <p>【本人からの情報入手における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の申し出に基づき特定個人情報を最新の情報に保つよう努めている。 ・住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 ・問題がある場合は本人への聞き取りや他部署・他団体への照会を行い、内容の正確性確保を図る。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク | |
|---|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照会情報を記載した保管不要な書類はシステムへの入力等を終えた場合は速やかに処分する。 ・事務を行う上で従事者からの統合基盤システムへのアクセスは本市専用回線によるセキュアなネットワーク利用に限定する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。また、情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止や、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウイルス対策などを実施。 ・定期的及び随時にウイルスソフトウェアの更新を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から予防接種台帳管理システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に関する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | <p>予防接種台帳管理システムにおいて使用する端末は、他のシステム(保健衛生システム、結核登録者情報システム)との共用端末であるが、予防接種事務を担当する職員が使用できるのは、予防接種台帳管理システムのみに限られている。したがって、予防接種関連情報ファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできない。</p> |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <p>【認証方法】 <予防接種台帳管理システムにおける措置> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。を行っている。ログイン時において、正しくない操作が繰り返された場合、ロックアウトする仕組みをとっている。 ・ユーザIDのログ情報を保管して、管理している。権限を有しない者の使用や閲覧防止のため、端末から離れる場合にはログオフし、ソーシャルエンジニアリングを防止している。 ・ユーザIDは、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば無効の設定を行う。</p> <p><統合基盤システムに関わる措置> 統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。</p> <p>【なりすまし防止策】 従事者は以下を遵守し、利用ユーザIDを適切に管理する。 ・パスワードは第三者に知られないように管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない ・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする ・パスワードは定期的に変更する ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる</p> |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | <p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| | <予防接種台帳管理システムにおける措置> |

| | | |
|------------------------------|----------|--|
| | 具体的な管理方法 | <p>【アクセス権限の発効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ発効の申請を行う。 <p>【アクセス権限の失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ失効の申請を行う。 <p><統合基盤システムに関わる措置></p> <p>【アクセス権限の発行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行う。 <p>【アクセス権限の失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。 |
| アクセス権限の管理 | | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| | 具体的な管理方法 | <p><予防接種台帳管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザIDやアクセス権を管理者が定期的に確認し、不要となったIDやアクセス権を変更または削除する。 <p><統合基盤システムに関わる措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | | <p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p> |
| | 具体的な方法 | <p><予防接種台帳システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存する。また、記録は定期的に確認し、不正アクセスがないかどうかを確認する。 <p><統合基盤システムに関わる措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムのアクセスログ、操作ログを記録し、事務運用で必要となる期間と同一の期間保存する。 |
| その他の措置の内容 | | — |
| リスクへの対策は十分か | | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | | <p>【職員の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用、提供を原則として禁止している。 ・職員には、業務外でのシステムへのアクセスを禁止しているとともに、システムの操作ログを記録している。 ・業務管理者が、システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行っている。 <p>【委託事業者の情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者に対しては、業務外で使用しないように委託契約書に定め、さらに委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施させている。 <p>【職員の違反措置】</p> <p>違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時は懲戒処分の対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の流出 ・個人情報の目的外使用 ・情報セキュリティポリシー違反 |
| リスクへの対策は十分か | | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | | |
| | | 【職員の情報管理】 |

| | |
|---|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>・管理者が、システムの運用に関わる職員を対象に、システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行っている。</p> <p>【委託事業者の情報管理】</p> <p>・委託先に対しては、委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。</p> <p>＜予防接種台帳管理システムにおける措置＞</p> <p>・予防接種台帳管理システム利用時の職員認証の外に、操作内容が記録されるため、不適切な利用を防止する。</p> <p>＜統合基盤システムにおける措置＞</p> <p>・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |
| <p>【リスク】 悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。</p> <p>【リスクに対する措置】 特定個人情報の取扱に係る研修を実施するとともに、職務違反措置の他、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・窃盗、職務上知り得た秘密を漏洩又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化について、周知徹底し、けん制機能を働かせる。</p> | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|--|---|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | 【業者選定時】 ・プライバシーマークの取得を資格要件としている。 【契約時】 ・契約書において次の事項を定めている。 ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備 イ 個人情報保護に関する安全管理措置 ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 ・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。 ・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する。 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [制限している] | <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない |
| 具体的な制限方法 | 委託契約書に以下の規定を設ける。 ①データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。 ②委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定めている。 ③委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | ・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業報告の提出を求める。 ・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワードを利用させており、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。 ・上記の作業実績等については、サーバーに記録し毎日蓄積・保存する。 ・システムの改修や設定変更に係る作業については、作業対象となるOSやミドルウェアが保有する機能により保守作業の操作内容が記録される。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・予防接種関連情報ファイルを扱う際には、庁舎内での作業を必須としている。また、他者への提供は一切認めない。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・委託先へ特定個人情報ファイルを提供することはなく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は感染症対策課内設置端末を利用するなど、特定の作業場所で行うこととしている。 ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・委託事業者には特定個人情報の持ち出しは許可していないため、消去対象の情報はない。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | ・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める ・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認められるまで委託業務を中止させることができる ・目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止 ・個人情報等の外部への持ち出し禁止 ・個人情報等を複製又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く) ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの | [再委託していない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている |

| | |
|--|--|
| 特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [再委託していない] 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 委託先事業所内に試験データ等の持ち出しを行う場合、個人情報 は 全て マスキング を 行い、大阪市事業所以外での特定個人情報ファイルの取扱いは一切発生させない。 | |

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | | | |
|-----------------|------------------------------|-------|-------------|--------------|
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> | 1) 記録を残している | 2) 記録を残していない |
|-----------------|------------------------------|-------|-------------|--------------|

| | | |
|--|--------|--|
| | 具体的な方法 | |
|--|--------|--|

| | | | | |
|---------------------|------------------------------|-------|----------|-----------|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> | 1) 定めている | 2) 定めていない |
|---------------------|------------------------------|-------|----------|-----------|

| | | |
|--|-------------------|--|
| | ルール内容及びルール遵守の確認方法 | |
|--|-------------------|--|

| | |
|-----------|--|
| その他の措置の内容 | |
|-----------|--|

| | | | | | |
|-------------|------------------------------|-------|--------------|----------|--------------|
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている |
|-------------|------------------------------|-------|--------------|----------|--------------|

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | |
|--------------|--|

| | | | | | |
|-------------|------------------------------|-------|--------------|----------|--------------|
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている |
|-------------|------------------------------|-------|--------------|----------|--------------|

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | |
|--------------|--|

| | | | | | |
|-------------|------------------------------|-------|--------------|----------|--------------|
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている |
|-------------|------------------------------|-------|--------------|----------|--------------|

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|---------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><予防接種台帳管理システムにおける措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムにより求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |
|---------------------|--|

| | |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

| | |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> |
|---------------------|---|

| | |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

| | |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> |
|---------------------|---|

| | |
|--------------------|---|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|---|

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

| | |
|--|------------------------------------|
| | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> |
|--|------------------------------------|

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることができない。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p> | |
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><予防接種台帳管理システムにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、予防接種台帳管理システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなり、不正な提供が行われるリスクに対応している。 ③情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>※情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェック実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p> | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> | |

| | |
|---|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい、紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> セキュリティ実施手順等について定期的に職員へ研修を行う。また、情報漏えい等の防止のため、管理者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録を実施する。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p> | |
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p><予防接種台帳管理システムの運用における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、予防接種台帳管理システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、誤った情報の提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | |



| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|---------------|---|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [十分に整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [十分に周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p>【情報システム室における対策】 特定個人情報を格納するサーバを設置する情報システム室は次の対策を行っている。 ・情報システム室、サーバ機器には複数段階における施錠をされており、容易な入退出、操作ができないようになっている。 ・情報システム室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・サーバー機器には無停電電源装置を設置し、電気的障害に対する措置を講じている。</p> <p>【端末設置場所における対策】 特定個人情報の入出力や閲覧を行う端末の設置場所については、次の対策を行っている。 ・端末機を設置する事務室は、職員不在時は施錠し、外部から立ち入りできないようにしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> |
| ⑥技術的対策 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| | 具体的な対策の内容 | <p>【ウイルス対策】 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバ及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。</p> <p>【不正アクセス対策】 ・予防接種台帳管理システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットとは物理的に接続されていない。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> |
| ⑦バックアップ | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| | その内容 | |
| | 再発防止策の内容 | |

| | |
|-------------|--|
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない |
| 具体的な保管方法 | 生存者の個人番号と同様の保管方法としている。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | |
|--|--|
| ①自己点検 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載内容通りの運用ができていないか年1回担当部署で確認する。 ・ミスが発生しにくくするための業務管理上の確認事項を定め、その遵守状況について年1回点検する。 ・個人情報保護委員会が実施する「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」及び評価書の見直し時期を契機に、評価書のリスク対策に記載されている項目の措置状況を点検する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> セキュリティ実施手順等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> |
| ②監査 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> セキュリティ実施手順等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> |
| 2. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <予防接種台帳管理システムにおける措置> ・予防接種台帳管理システム利用者に対し、情報セキュリティ実施手順の周知及び情報セキュリティの啓発のための研修を実施する。 ・予防接種台帳管理システムの情報セキュリティ実施手順を改訂した場合は改訂ポイントとその理由について周知徹底を図る。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> |
| 3. その他のリスク対策 | |
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | |

V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ) |
| ②請求方法 | ・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求 |
| 特記事項 | 大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載 |
| ③手数料等 | [有料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料) |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | — |
| 公表場所 | — |
| ⑤法令による特別の手続 | — |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000号(あべのメディックス11階) 大阪市健康局大阪市保健所感染症対策課 電話:06-6647-0656 ファックス:06-6647-1029 |
| ②対応方法 | ・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|--------------------------|--|
| ①実施日 | 平成27年9月1日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 大阪市ホームページへの掲載及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、郵送、FAX、電子メール又は窓口(大阪市健康局保健所感染症対策課)への持参により意見を受け付ける。 |
| ②実施日・期間 | 平成27年10月29日 から 平成27年11月27日 まで |
| ③期間を短縮する特段の理由 | — |
| ④主な意見の内容 | 意見なし |
| ⑤評価書への反映 | なし |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | 平成27年12月3日 |
| ②方法 | 大阪市個人情報保護審議会による点検 |
| ③結果 | 特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置が講じられていると認められる。 |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------|--|--|------|---|
| 平成30年3月13日 | I 1②事務の内容 | <p><予防接種台帳管理システム> 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p><中間サーバ> 予防接種に関する事務では番号法別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う</p> | <p><予防接種台帳管理システム> 予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p><中間サーバ> 予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p> | 事後 | 記載方法の見直しのため |
| 平成30年3月13日 | I 5個人番号の利用 | 番号法第9条第1項別表第一第10の項 | 番号法第9条第1項別表第一第10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 | 事後 | 記載方法の見直しのため |
| 平成30年3月13日 | I 6②法律上の根拠 | 番号法第19条第7号別表第二第16の項 | 番号法第19条第7号別表第二第16の2の項 | 事後 | 記載方法の見直しのため |
| 平成30年3月13日 | I 7②所属長 | 健康局長 上平 康晴 | 健康局長 甲田 伸一 | 事後 | 人事異動のため |
| 平成30年3月13日 | II 4委託事項2②対象となる本人の数 | 100万人以上1,000万人未満 | 10万人以上100万人未満 | 事後 | 記載誤りのため |
| 平成30年3月13日 | II 6①保管場所 | 感染症対策課事務スペース内 | 保健医療対策課事務スペース内 | 事後 | 保管場所変更に伴う修正 |
| 平成30年3月13日 | III 2リスク2リスクに対する措置の内容 | <p>【他部署からの情報入手】 ・事務を行う上で従事者からの予防接種台帳管理システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを手に入れることができるようにする。</p> | <p>【他部署からの情報入手】 ・事務を行う上で従事者からの予防接種台帳管理システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを手に入れることができるようにする。 ・システムを利用する必要がある場合は、ユーザID及びパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行い、操作者が利用可能な権限を限定している。</p> | 事後 | <ul style="list-style-type: none"> ・二要素認証システムの導入(平成29年4月)に伴う変更 ・記載方法の見直しのため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------|--|---|------|---|
| 平成30年3月13日 | Ⅲ 3 リスク2ユーザ認証の管理 | <p>【認証方法】</p> <p><予防接種台帳管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を行っている。を行っている。ログイン時において、正しくない操作が繰り返された場合、ロックアウトする仕組みをとっている。 ・ユーザIDのログ情報を保管して、管理している。権限を有しない者の使用や閲覧防止のため、端末から離れる場合にはログオフし、ソーシャルエンジニアリングを防止している。 ・ユーザIDは、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば無効の設定を行う。 <p><統合基盤システムに関わる措置></p> <p>統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者へのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。</p> | <p>【認証方法】</p> <p><予防接種台帳管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。を行っている。ログイン時において、正しくない操作が繰り返された場合、ロックアウトする仕組みをとっている。 ・ユーザIDのログ情報を保管して、管理している。権限を有しない者の使用や閲覧防止のため、端末から離れる場合にはログオフし、ソーシャルエンジニアリングを防止している。 ・ユーザIDは、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば無効の設定を行う。 <p><統合基盤システムに関わる措置></p> <p>統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者へのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。</p> | 事後 | <ul style="list-style-type: none"> ・二要素認証システムの導入(平成29年4月)に伴う変更 ・記載方法の見直しのため |
| 平成30年3月13日 | Ⅳ 1①自己点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、毎年1回、総括情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。 ・個人情報を取扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>セキュリティ実施手順等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> | <p>・評価書の記載内容通りの運用ができているか年1回担当部署で確認する。</p> <p>・ミスが発生しにくくするための業務管理上の確認事項を定め、その遵守状況について年1回点検する。</p> <p>・個人情報保護委員会が実施する「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」及び評価書の見直し時期を契機に、評価書のリスク対策に記載されている項目の措置状況を点検する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>セキュリティ実施手順等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> | 事後 | 記載方法の見直しのため |

